

令和 7 年 10 月 9 日
静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課

事業者の皆様へ

簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の適合性について

最近、特に工場や作業場等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーターによる死亡又は重大な人身事故が発生しております。工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターは、建築基準法の規定に基づく、上記の確認申請等の手続がされておらず、建築基準法の適合性が確認されていない状態でした。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者の皆様におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置されている場合は、労働安全衛生法の適合性の確認に加え、設置されている場所（地域）に応じ、裏面に記載する各市又は静岡県の担当部署による建築基準法の適合性の確認も同様に行っていただきますようお願いいたします。

建築基準法では、

- ・ 簡易リフト※
- ・ 1 t 未満のエレベーター

についても、原則として、建築基準法の規定が適用されます。

※令和 7 年 11 月 1 日から簡易リフトが建築基準法の規制対象外になります。

【問い合わせ先】 建築基準法の適合性の確認を行う担当窓口一覧

設置場所	担当部署名	TEL
静岡県 静岡市	静岡市 建築安全推進課	054-221-1267
静岡県 浜松市	浜松市 建築行政課	053-457-2473
静岡県 沼津市	沼津市 住宅政策課	055-934-4766
静岡県 富士市	富士市 建築土地対策課	0545-55-2791
静岡県 富士宮市	富士宮市 建築住宅課	0544-22-1229
静岡県 焼津市	焼津市 建築住宅課	054-626-2102
上記以外の市町村	静岡県 建築安全推進課	054-221-3075

【参考】 労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重 0.25 t 以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	●エレベーター かごの面積 1 m²超かつ高さ 1.2m超 ●簡易リフト かごの面積 1 m²以下又は高さ 1.2m以下	●エレベーター かごの面積 1 m²超又は高さ 1.2m超 ●小荷物専用昇降機 かごの面積 1 m²以下かつ高さ 1.2m以下 ※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。